
つがる市漂着物対処ガイドライン2010

総務部 総 務 課

経済部 農林水産課

民生部 環境衛生課

はじめに

平成17年2月に隣接5町村による市町村合併によって日本海沿岸線約21kmの海岸線管理が必要とされることとなった。

海岸への漂着物(ごみ等)は、海岸機能の低下や環境・景観の悪化など様々な問題を引き起こしている。漂着物の多くは、発生者が分からず、回収や処理費の負担など多くの課題を抱えている。また、海岸漂着物には、日常、目にしない物も多く含まれており、漂着の初期段階で海岸利用者等が被害にあう危険等もある。このように人体や海岸環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、海岸漂着物に応じた対応が望ましい。

一方、海岸漂着物の種別によっては、関連機関等の協議、協同、協力が必要とされることから本市に於いても速やかに対応を行うため、海岸漂着物対応の手順をあらかじめ整理し、海岸漂着物対応として海岸管理者が行うと想定される初動対応についてとりまとめた。

目 次

1.	目 的	1
2.	海岸漂着物の対応	2
3.	第一通報者への対応	3
4.	第一報ヒアリングシート	4
5.	海岸線位置図	5
6.	現地状況確認シート	6
7.	関係機関への情報網	7
8.	報告書のとりまとめ	8
9.	報告書様式	9
10.	海岸漂着危険物の事例	
	引火性液体	10
	火薬等(マリンマーカー/信号発煙)	11
	" (信号弾/発炎筒)	12
	" (不発弾)	13
	高圧ガス	14
	医療系廃棄物	15
	薬品類	16
	動物死体 <small>(ウミガメ、海産ほ乳類、鳥)</small>	17
	" (毒性のあるもの)	18
	その他	19

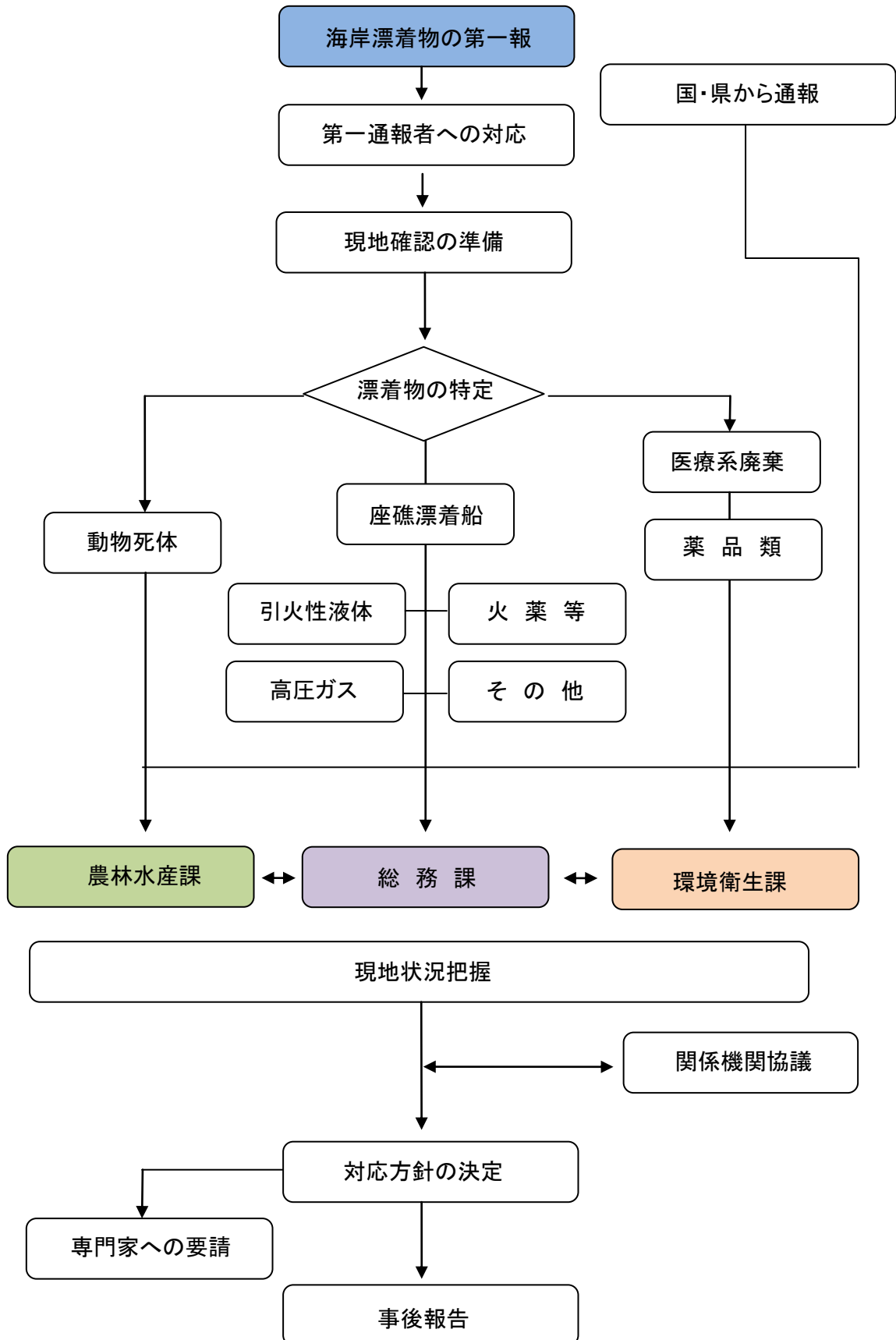
1. 目 的

本ガイドラインは、海岸漂着物が海岸に漂着した際に、海岸管理者が迅速かつ適切な対応に資することを目的とする

海岸漂着物は、海岸機能の低下や環境・景観の悪化など様々な問題を引き起こしている。海岸漂着物の中には、使用済みの注射器やガスボンベ、信号弾などの危険物が混在しており、これらによって海岸利用者や地域住民がケガ・事故に遭遇するなどの人的被害も想定される。

また、現段階では知識や経験が少なく、対応にあたる担当者等が事故に遭遇することも考えられるため、既往の海岸漂着危険物及び対応の事例を併せて示し、これら人的被害を防止することも重要な目的としている。

2. 海岸漂着物の対応



3. 第一通報者への対応

第一報の受信は、現地確認の準備を行う時に、必要となる携行資材や現地確認に同行を依頼する関係機関を選定するための重要な情報である。
従って、事情聴取については、別紙の第一報ヒアリングシートをに基づき事情聴取を行う。

【通報者から聴取する事項】

- 1)受信日時、受信者氏名
- 2)発見場所
- 3)通報者氏名、連絡先
- 4)危険物に関する特徴と数
- 5)人的被害の状況
- 6)周辺の状況

4. 【 第一報ヒアリングシート 】

海岸漂着物第一報ヒアリングシート		
	部	課 内線
受信日時	平成 00 年 00 月 00 日 午前 ・ 午後 時 分	
受信者氏名		
発見場所	海岸番号 番から 北側へ約 m	
発見日時	平成 00 年 00 月 00 日 午前 ・ 午後 時 分	
通報者氏名・連絡先	氏名	連絡先 — —
ヒアリング事項		
漂着物に関する特徴 と数量等の確認		
被害の状況		
周辺の状況		

【ヒアリング時のポイント】

- ・通報者に対して外見で漂着物が何か判明している時には、その名称を聞き取る。
→注射器、ポリ容器、ドラム缶、信号弾、発炎筒等
また、危険物と判断される場合は、手を触れないよう注意を促す。
- ・漂着物の数量、漂着範囲を聞き取る。
- ・臭気など通報者の五感による異常の有無について聴き取る。
- ・被害が広がる可能性がないか。

* 発見場所は、別紙つがる市管内図海岸線位置図の番号を参照すること。

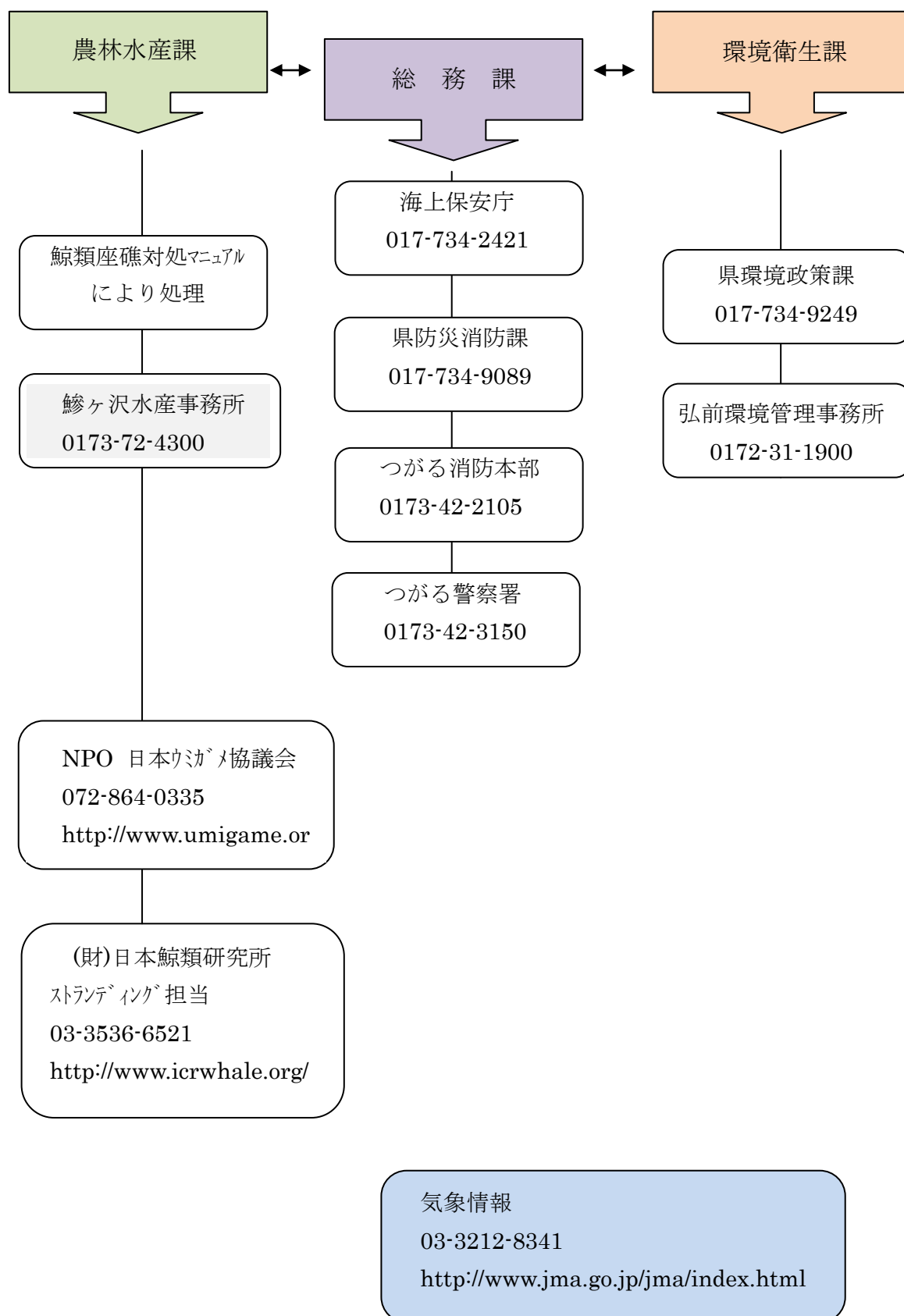
5. 海岸線位置図



6.【現地状況確認シート】

海岸漂着物 現地状況確認シート		部	課	内線
確認日時	平成 00 年 00 月 00 日 午前・午後 時 分			
確認者者氏名				
確認(調査)場所	海岸番号 番から 北側へ約 m			
漂着物に関する特徴と 数量等の確認	個数	現地確認状況		
		液体 ホリタンク・ペットボトル・ガラス瓶・その他() 中身の有無 (有・無)		
		医療系廃棄物 注射器(注射針 有・無)・薬瓶(中身 有・無) その他()		
		海洋生物 鯨・イルカ・クラゲ・魚・その他()		
		鳥等(渡り鳥) 周辺に同様の死体があるか(有・無)		
		高圧ガス プロパンガスボンベ・消火器・スプレー缶・その他() 容器の腐食状況(していない・著しい・穴が空く)		
		爆発物 不発弾、信号弾、その他() 発射しているか(未使用・使用済み)		
		その他		
		異臭がするか		
被害の状況				
周辺の状況				
特記事項				

7. 関係機関への情報網



8. 報告書のとりまとめ

海岸漂着物の経緯は、その後、適切に対応するための貴重な記録であるため、関係機関から情報を収集・整理し、共有化することが重要である。

このため、実際に海岸漂着物の対応を行った場合には、あらかじめ記録を残すための記録様式を作成し、報告書のとりまとめをおこなう。

【整理する情報項目】

- 1)通報日時
- 2)通報者、連絡先、通報内容
- 3)連絡機関
- 4)漂着場所
- 5)漂着物個数、漂着状況、形状(写真などの記録をとる)
- 6)原因者
- 7)人的被害
- 8)確認対応、処理方法、協力要請

9.【報告書様式】

海岸漂着物 【報告書】		
通 報 関 連		
通報日時	平成 00 年 00 月 00 日 午前・午後 時 分	
発見日時	平成 00 年 00 月 00 日 午前・午後 時 分	
通 報 者	氏名	連絡先 — —
通報内容	場所： 形状： 状況：	
受信者氏名	00部 00課 氏名	
現 地 対 応		
漂着場所		【写真】 別紙による
漂着物名		
漂 着 量		
原因者	不明・有（ ）	
被害状況	有・無	
現地対応	【例】 00時 00分 現地確認をした	
対応機関	現場確認： 分析： 処理：	
備 考		



TSUGARU-city